

## (1) 障害年金

手続が必要

「障害厚生年金」は、一般組合員の被保険者期間中に「初診日※」のある傷病により、一定の障害状態（障害等級1級～3級）に該当すると認定されたとき支給されます。（障害等級は、身体障害者手帳の認定基準とは異なります。）

さらに、障害等級が1・2級に該当する場合は、「障害基礎年金」（国民年金）も併せて支給されます。

なお、初診日から1年6か月後の時点では障害状態に該当せず、その傷病が満65歳までの間に該当した場合は、障害年金を受けることができます（事後重症制度）。ただし、事後重症による請求は65歳に達する日の前日までに行わなければなりません。

一般組合員の被保険者期間中の初診日でない場合は、その当時加入していた実施機関（P3）へお問合せください。

※ 初診日とは、その傷病で初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日。

【支給要件】 次の要件を全て満たす場合に支給されます。

- ◆ 障害の原因となった傷病の「初診日」に一般組合員の被保険者であること。
- ◆ 障害認定日（初診日から起算して1年6か月を経過した日、又はその期間内にその傷病が治った日（症状が固定した日を含む））までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。  
（事後重症の場合は障害認定日後65歳に達する日の前日までに障害等級の1～3級の障害状態にあること。）
- ◆ 保険料納付要件を満たしていること。（請求時、共済組合に確認）

【障害の程度と支給される年金等】

| 障害等級     | 共済組合から支給                 | 日本年金機構から支給 | 障害基礎年金額（令和6年度）                         |
|----------|--------------------------|------------|--|
| 1級       | 障害厚生年金 <sup>※1</sup>     | 障害基礎年金     | 1級…1,020,000円/年<br>+子の加算 <sup>※2</sup> |
| 2級       | 障害厚生年金 <sup>※1</sup>     | 障害基礎年金     | 2級…816,000円/年<br>+子の加算 <sup>※2</sup>   |
| 3級       | 障害厚生年金                   | —          |  |
| 3級より軽い程度 | 障害手当金（一時金） <sup>※3</sup> |            |  |

※1 1級・2級の障害厚生年金を受ける方に生計を維持されている<sup>※4</sup>65歳未満の配偶者がいる場合は、加給年金額（234,800円（令和6年度））が支給されます。

※2 子の加算

障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている<sup>※4</sup>次に該当する子がいる場合は、子の加算があります。

【年齢要件】

- ◆ 18歳に達する日の属する年度末までの間にある未婚の子
- ◆ 20歳未満で、障害等級が1級又は2級に該当する障害状態にある未婚の子

【年金額（令和6年度）】

- ◆ 1人目・2人目の子           各 234,800円／年
- ◆ 3人目以降の子           各 78,300円／年

※3 障害手当金（一時金）

初診日が一般組合員の被保険者期間中にあり、当該初診日から起算して5年を経過する日までの間にその傷病が治った日において、一定の障害の状態（障害等級の3級より軽い程度）である場合に支給されます。

※4 被保険者と生計が同一で年収850万円未満（又は所得655.5万円未満）であること

# 障害厚生年金について

公立学校共済組合神奈川支部  
年金グループ ☎045(210)8183

「障害厚生（共済）年金」とは、組合員の皆様がお勤めになっている間の病気やけが等により、日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に、次に示す要件を全て満たすことで受給できる年金です。在職中でも請求は可能です。

## ① 受給要件

次の（１）～（３）の要件をすべて満たしている必要があります。

（１）**初診日**（※１）において一般組合員であること

▲「初診日」に短期組合員であった方はお近くの年金事務所（日本年金機構）へご相談ください。

（２）保険料納付要件を満たしていること

（３）**障害認定日**（※２）、または**事後重症認定**で、１級～３級の障害等級に該当する障害状態にあること

※１ 初診日： 傷病について**初めて**、医師または歯科医師の診察を受けた日

※２ 障害認定日： 原則、初診日から起算して１年６月を経過した日

ただし、特例症例（以下）に該当する場合はこの限りではありません。



### 特例症例

以下の特例症例に該当する場合は、各定められた日が障害認定日になります。ただし、初診日から１年６月経過後の場合は、初診日から１年６月を経過した日が障害認定日となります。

| 症例の現象  | 障害認定日   |
|--|---|
| ① 上肢・下肢を離断又は切断した                               | ① 離断又は切断した日   |
| ② 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換した                           | ② 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換の日  |
| ③ 脳血管疾患による機能障害となった                             | ③ 初診日から起算して６月を経過した日以後<br>※医学的観点から、それ以上の機能回復がほとんど望めないと認められる場合等に限る。 |
| ④ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した           | ④ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器（ICD）又は人工弁を装着した日                             |
| ⑤ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を装着した                        | ⑤ 移植又は装着日   |
| ⑥ CRT（心臓再同期医療機器）、CRT-D（除細動器機能付き心臓再同期医療機器）を装着した | ⑥ 装着日   |
| ⑦ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤により人工血管（ステントグラフトも含む）を挿入置換した    | ⑦ 挿入置換日   |
| ⑧ 人工透析療法を施行した                                  | ⑧ 人工透析療法を初めて受けた日から起算して３月を経過した日                                    |
| ⑨ 人工肛門造設、又は尿路変更術を施した                           | ⑨ 人工肛門造設、又は尿路変更術を施した日から起算して６月を経過した日                               |
| ⑩ 新膀胱を造設した                                     | ⑩ 新膀胱を造設した日   |
| ⑪ 喉頭全摘手術を施した                                   | ⑪ 喉頭全摘手術を施した日   |
| ⑫ 在宅酸素療養を行っている                                 | ⑫ 在宅酸素療養を開始した日  |
| ⑬ 遷延性植物状態である                                   | ⑬ 状態に至った日から起算して３月を経過した日以後   |

## ② 年金の種類と障害等級の関係

障害等級は、公的年金制度で定める認定基準であり、１級から３級があります。１級または２級に認定されると、障害基礎年金もあわせて受け取ることができます。なお、障害等級は、障害者手帳の等級とは異なります。

|   | 厚生年金保険 |                          | 国民年金保険       |        |           |
|---|--------|--------------------------|--------------|--------|-----------|
| ↑<br>重<br>障<br>害<br>の<br>程<br>度<br>↓<br>低 | 1級     | 障害厚生年金<br>(報酬比例部分の1.25倍) | 配偶者の<br>加給年金 | 障害基礎年金 | 子の<br>加算額 |
|   | 2級     | 障害厚生年金                   | 配偶者の<br>加給年金 | 障害基礎年金 | 子の<br>加算額 |
|   | 3級     | 障害厚生年金                   |              |        |           |

### ③ 請求方法

障害年金には、「認定日請求」と「事後重症請求」の2種類の請求方法があります。



#### 認定日請求

障害認定日に遡って請求する方法です。障害認定日以降請求時まで障害等級3級以上の障害状態にある場合、障害認定日まで遡って年金が支給されます。



#### 事後重症請求

障害認定日には障害状態に該当せず、その後症状が進行して65歳に達する日の前日までにその傷病により障害状態になった方が請求する方法です。



### ④ 申請の流れ

